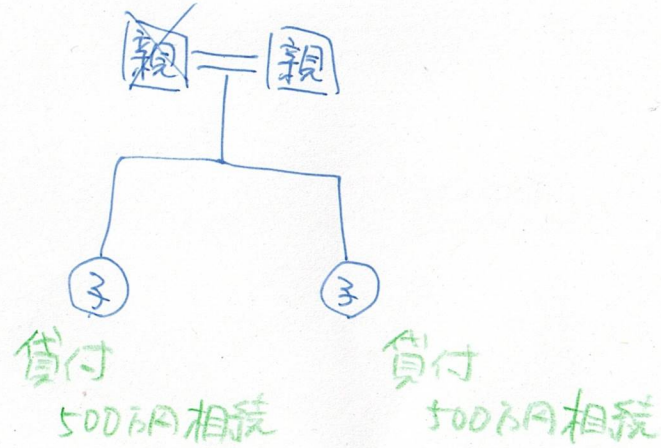


仮に
亡くなった半分の貸付金を相続したと



↓
自分が借りたお金を
自分に返す
= 貸付金は残らない

↓
お金を返してもらう権利がある
子がそのお金を返してもらう

↓
元金戻しは可能

- ※ 子と同一で仲が悪い場合
- ※ 子がその配偶者同士の仲が悪い
ため